

JATA communication

じゃたこみ

2009年
11月1日発行
vol.50

11



発行 社団法人 日本旅行業協会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通産が関ビル3階
TEL:03-3592-1271(代表) TEL:03-3592-1244(広報) FAX:03-3592-1268



巻頭特集 海外旅行の需要喚起のきっかけに!

ファムツアーリに行こう



坂岸 茉莉さん
古木 康太郎さん
塚越 美由紀さん



ツアーオブザイヤー受賞者の皆さん

Café de JATA 深化するFIT



園田 由佳さん 高橋 貴美子さん 小島 寛子さん



ご存知ですか？コードプロジェクト 「コードプロジェクト推進協議会」活動紹介

JATAでは、世界的な取り組みであるコードプロジェクトに賛同し、「コードプロジェクト推進協議会」に参加。日本の旅行業界全体での推進に取り組んでいます。

コードプロジェクトとは？

子どもを守るための世界的なプロジェクト

コードプロジェクトとは、観光地における子ども買春根絶を目的とした「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範（Code of Conduct）」を、旅行・観光業界とユニセフ（国連児童基金）・UNWTO（世界観光機関）・国際NGOのECPAT（エクパット）等が世界的に推進するプロジェクトです。日本の旅行業界では、2005年3月14日にこのプロジェクトに賛同する62の旅行会社・団体が合意書に調印し、現在、95の企業・団体が参加しています。参加企業は6項目の行動倫理規範を実施しています。

行動倫理規範6つの項目

- 1.子どもの商業的性的搾取に反対する企業倫理規定・方針を確立する
- 2.出発地および目的地の両国内の従業員を教育・訓練する
- 3.供給業者と結ぶ契約の中に契約両者が子どもの性的搾取を拒否することを記した条項を導入する
- 4.カタログ、パンフレット、ポスター、航空機内映像、航空券、ホームページなど適正な手段によって、旅行者に関連情報を提供する
- 5.目的地の現地有力者に関連情報を提供する
- 6.これらの基準の実施状況について年次報告を行う

※行動倫理規範の詳細、参加企業一覧は日本ユニセフ協会ホームページ（<http://www.unicef.or.jp/code-p/index.htm>）をご参照ください。

世界から注目される日本の活動

コードプロジェクトは日本の旅行業界の使命

世界の「子ども買春市場」の国際包囲網の形成のためには、世界一の規模と影響力をもつ日本の旅行業界のコードプロジェクトへの参加が必要であり、2005年の調印式以降、日本の旅行業界の活動は世界から注目されています。2008年11月にブラジル・リオデジャネイロで開催された「第3回子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」でも、「民間」のイニシアティブとして日本のコードプロジェクトが紹介され、高く評価されました。

今後も業界全体でこの取り組みを続けていくことが日本の旅行業界の使命です。皆さんのご協力をお願いします。

これまでの活動

推進協議会を中心に各社の参加を促進

日本におけるコードプロジェクト推進のため、2005年5月、参加企業を中心に「コードプロジェクト推進協議会」が発足し、普及を目指して活動に取り組んでいます。メンバーは、JATA、（社）日本海外ツアーオペレーター協会（OTOA）、ECPAT/ストップ子ども買春の会（財）日本ユニセフ協会、（株）ジェイティービー、（株）ジャルパック、（株）ジャパングレイスです。

推進協議会は2ヵ月に1度、定期会合を開催し、コードプロジェクトの活動方針の策定や各企業の取り組みについての情報交換等を行っています。今までに参加企業向けの研修セミナーを3回実施、オリジナル・ロゴや航空機の機内用公共CMを製作しました。情報提供及び活動報告は日本ユニセフ協会ホームページにて随時行っています。



製作された航空機の機内用公共CM

最近の活動

「コードプロジェクト通信」がスタート

コードプロジェクト推進協議会では、国内外の取り組み事例などを紹介する「コードプロジェクト通信」をこの7月よりスタートさせました。推進協議会の開催に合わせ、隔月での発行を予定しています。

また、一般的の旅行者の方々にも旅行先地における子ども買春問題について知っていただこうと、子ども買春の実態や、旅行者あるいは個人として何ができるかをご紹介した「旅行者のみなさまへ」をホームページ上に開設しました。

- コードプロジェクト通信 <http://www.unicef.or.jp/code-p/commu01.htm>
- 旅行者のみなさまへ <http://www.unicef.or.jp/code-p/traveler/>



消費者相談室

ひとくちコメント Vol.4

募集型企画旅行取消料

新型インフルエンザを理由にしたキャンセルについて

事例
1

大阪USJ2日間のツアーで、旅行者から新型インフルエンザの感染が怖いとキャンセルの連絡を受けました。当社が「旅行は催行するので取消料が必要です」と案内すると、旅行者は「こんな状況でも請求するのか？ 政府は不要不急の移動は避けるようにと言っているじゃないか！」と反発してきました。取消料は請求してもよいでしょうか？

消費者相談室に寄せられた旅行会社からの相談のうち、ご注意いただきたい事例とそれに対するひとくちコメントをご紹介します。お客様対応の参考としてお役立てください。
JATAホームページに掲載中。<http://www.jata-net.or.jp/member/kujou/index.htm> ※閲覧にはIDとパスワードが必要です。

取消料は請求できます。

例えば、新型インフルエンザの流行が原因で、日程に含まれる旅行地への立入が禁止されたり、入場する観光施設への立入が禁止され日程を変更するような場合は、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部第16条第2項第1号の契約内容の変更に当たり、旅行者は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することが可能となります。しかし、旅行会社が旅行の安全かつ円滑な実施について可能であることを確認し旅行を催行する場合で、単に流行していることだけをもって旅行者が契約を解除しようとするときは、旅行会社は旅行者から取消料を收受することができます。